

内閣府 総合海洋政策推進事務局 任期付職員の募集について

内閣府総合海洋政策推進事務局では、育児休業中の職員に代わって、当局の業務を行う職員（国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項の規定による任期付職員）を募集いたします。

1. 採用予定官職

職 名：内閣府事務官（補佐クラス）

（配属先：総合海洋政策推進事務局参事官付）

募集人員：1名

採用期間：令和8年4月1日（予定）～令和8年4月30日（予定）

2. 職務内容

総合海洋政策推進事務局は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する企画及び立案並びに総合調整等に関する業務を行っています。

今回募集する方には、以下の業務を担っていただきます。

- （1）海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整
- （2）総合海洋政策本部及び参与会議の運営
- （3）その他海洋に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

3. 応募資格

- （1）大学卒業以上の学歴又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
- （2）海洋分野（海事産業、海洋開発、海運、造船等）に関する専門的な知識経験及び同分野における原則10年以上の実務経験を有する者

次のいずれかに該当する者は、応募資格がありません。

- （1）日本国籍を有しない者
- （2）国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （3）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4. 応募方法

（ア）提出書類

- ・履歴書（書式自由。写真貼付（6か月以内に撮影したもの）。職務経歴（勤務期間、勤務先、職種、業務内容等）、日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記）
- ・志望理由書（書式及び字数自由）
- ・職務経歴書（書式自由。勤務先、勤務期間、職種、詳細な業務内容を記載）
- ・3.（1）の応募資格を満たすことを証明できるものの写し1通（卒業証書、認定書等）

(イ) 提出方法・応募締切

郵送（封筒表面に「**任期付職員応募書類在中**」と朱書。持込み不可。）

令和8年3月13日（金）必着

※選考は、締切前であっても応募書類が届き次第、随時行います。

(ウ) 提出先・問い合わせ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル16階

内閣府総合海洋政策推進事務局 総務担当 松尾宛 電話：03-6257-1923

(エ) 選考方法

1次選考：書類審査

2次選考：面接（対面またはオンライン方式で実施予定）

※書類審査の結果、2次選考（面接）を行うこととなった方には、面接の日時等をご連絡いたします。

5. 勤務条件等

「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」及び「内閣府本府職員の勤務時間等に関する訓令」による。」

雇用形態：任期付職員

賃金形態：月給制

勤務時間：原則として平日9時30分～18時15分（土、日、祝日は除く）

勤務地：東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル16階 総合海洋政策推進事務局内

6. 給与

国家公務員の給与規定（「一般職の職員の給与に関する法律」等）により決定。

7. その他

(ア) 応募の秘密は厳守いたします。また、応募書類の返却はいたしませんので御了承ください。 (応募書類は選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。)

(イ) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職していただく必要があります（休職は不可）。

(ウ) 採用内定後、最終学歴に係る卒業（修了）証明書及び過去に在籍した会社等の在籍証明書を提出していただくことになります。

(エ) 採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得手続きをお願いします。

以上